連載:第39回 亀ちゃんにも言わせてよ!

こんな自由も自由です

国旗・国歌その後

国旗及び国歌に関する法律が施行されて以来、 立法過程での議論とは異なって、人々の心の中ま で入り込んで、これを強制しようとする状況が相 次いでいます。東京都では卒入学式等の学校行事 で起立しなかったり、君が代を斉唱しなかったり などした教職員を処分する事態が続けざまに起こ っています。立法過程では人々に強制するもので はないとの説明がありましたし、条文にもそのよ うな文言は入っていません。天皇でさえも「そう いうことは、強制とかにならないように」との発 言があったとかとの報道もありましたよね。にも かかわらず、なぜか、東京都や各地の教育委員会 が(これもなぜか教員委員会が)次々と国旗や国家 を敬うことを強制するような対応をしています。 児童生徒に向けてあからさまに直接強制はしてい ないようですが、教職員を通じて間接的に強制も しくはマインドコントロール(教育?)しているよ うな感じに思えます。

日の丸や君が代の是非はひとまずおいておくとして、ここで改めて考えていただきたいのは、国旗や国歌は国や自治体などによって敬うように強制されるべきものなのでしょうか。仮に、国旗が日の丸でなく、国歌が君が代でなかったとしても、それに異を唱える人はいると思います。その人がそれらを敬うことへの抗議として不起立や斉唱拒否を行ったとき、処罰されるべきなのでしょうか。

アメリカでは

かつてアメリカでは、星条旗を焼き捨てる事件 (1989 年ごろだったかな?)がありました。このとき、意見表明のために星条旗に火を付けたこの行為を処罰するための州法適用を合衆国最高裁判所が違憲としました。しかし、合衆国上院はすぐさま判決への非難決議をし、さらに、その州法と同じ内容の連邦法をつくった上に、憲法改正をして国旗侮辱罪の処罰を合憲化しようとしました。

結局、改憲は成立せず(過半数は超えたが改正に必要な3分の2には達しなかった)、連邦法については、合衆国最高裁が、その後別の事件で、政治上の意思表示として行った行為への適用は違憲であるとの判断を示しました。すなわち、政治に対する抗議の意味で国旗を焼く行為にも表現の自由の保護を与えたのです。それは国旗だからこそ意味があるのであり、合衆国最高裁もそのような判断をしたのでしょう。

批判したっていいんじゃない

さて、日の丸・君が代を巡る問題に話を戻すと、 それが日の丸や君が代であるかないかにかかわらず、そういったものへの抗議行動をやたらと取り締まったり処罰したりすることはいかがなものでしょうか。暴力的・破壊的方法による意思表示は論外として、単なる不起立や斉唱しなかったり、そういったものへの抗議の意思表示りすることは、そういったものではないでしょうか。各地の教育委員会が行っていることは、批判そのものを処罰しているようのではないでしょうか。こんな調子で、愛国心がに思えるのですが。教育現場で言論封殺なんてっていのでしょうか。こんな調子で、愛国心がにつまる。

亀山憲一[会員・フリーで活動中の法学研究者 (犯罪学・刑事法)